

第 64 号議案

豊後大野市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

豊後大野市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 17 年豊後大野市条例第 16 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条中「第 19 条第 1 項の規定により」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。